

資料 1 6

「配偶者等からの暴力に関する調査」の結果について

1 調査の概要

施策を推進していく上での基礎資料とするために、配偶者暴力防止法制定の影響も含め、配偶者等からの暴力に関する国民の意識、被害・加害の経験の態様、被害の潜在の程度などを把握することを目的に実施。

調査対象：全国 20 歳以上の男女 4,500 人

調査時期：平成 14 年 10 月～11 月

調査方法：郵送配布、調査員回収（対象者本人が希望した場合には郵送回収）

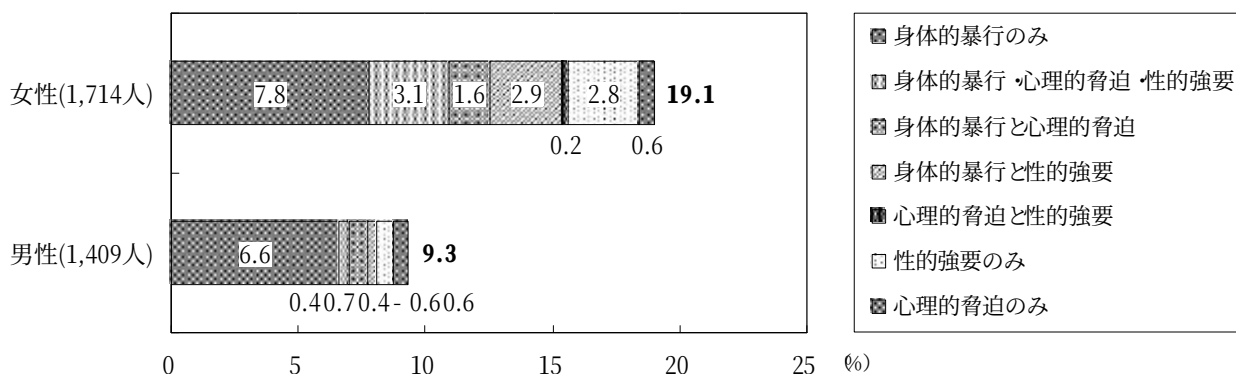
回収結果：有効回収数（率） 3,322 人（73.8%）

（内訳）女性 1,802 人 男性 1,520 人

2 主な調査結果

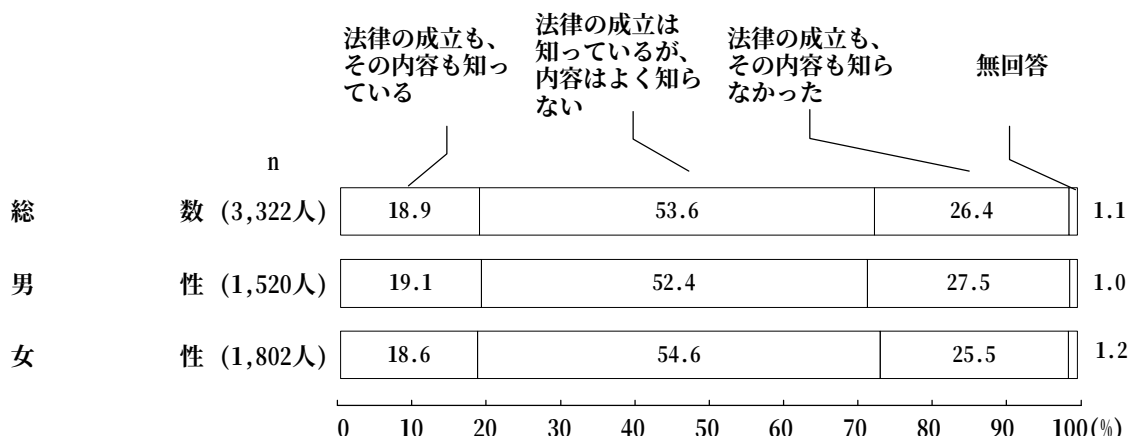
- （1） 現在又は過去に配偶者や恋人がいる（いた）人のうち、“身体に対する暴行”“恐怖を感じるような脅迫”“性的な行為の強要”のいずれか又はいくつかをこれまでに 1 度でも受けたことのある人は、女性 19.1%、男性 9.3%で、女性の約 5 人に 1 人が経験（図①参照）。
- （2） これらの行為によって命の危険を感じた人は、男性が 0.7%であるのに対し女性は 4.4%で、女性の約 20 人に 1 人は配偶者等からの暴力によって命の危険を感じている。また、女性の 2.0%は暴力によってケガをして医師の治療を受けている。
- （3） 配偶者暴力防止法については、「法律の成立も、その内容も知っている」は 18.9%、「法律の成立は知っているが、内容はよく知らない」は 53.6%、「法律の成立も、その内容も知らなかった」は 26.4%（図②参照）。
- （4） 配偶者間の暴力に警察や公的な機関などが解決に向けてかかわるべきかを聞いたところ、平成 11 年度の調査に比べ、公的機関等の関与が必要と考える傾向が強くなっており、“医師の治療が必要とならない程度の暴行をひんぱんにうける”ことについては 10 ポイント前後（76.9%→87.4%）、“医師の治療が必要とならない程度の暴行を何年かに 1 度うける”ことについては 20 ポイント近く（31.1%→49.5%）、「何らかの形でかかわるべき」とする人が増えている（図③参照）。

図① 配偶者等からの被害経験

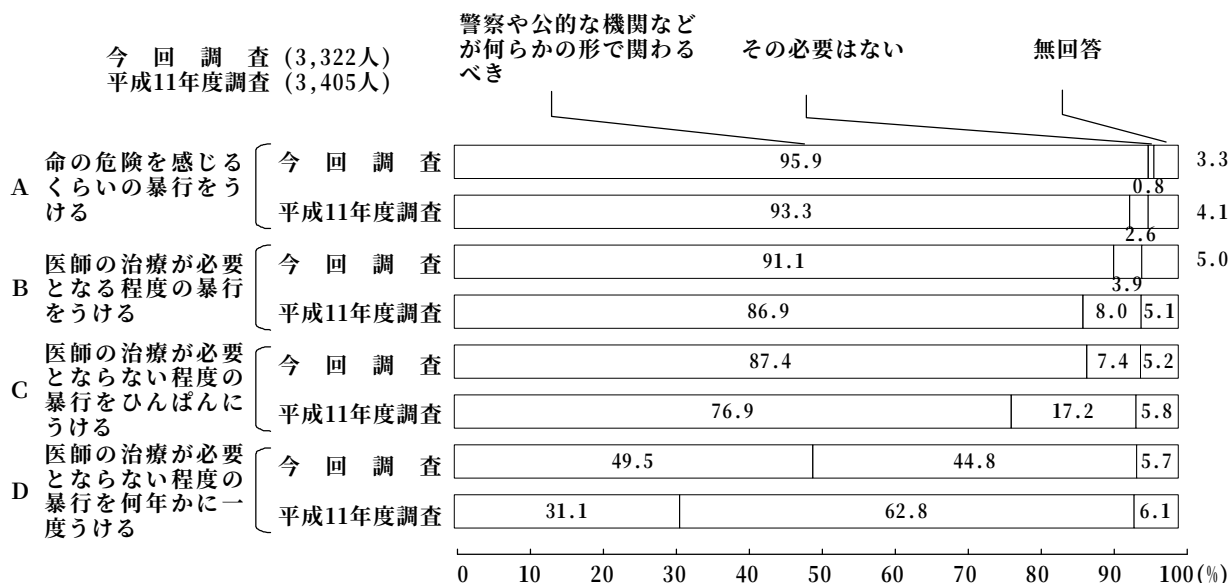


- ※ 身体的暴行： なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた
 心理的脅迫： あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた
 性的強要： いやがっているのに性的な行為を強要された

図② 配偶者暴力防止法の周知度



図③ 公的機関等の関与の必要性



※ 平成11年度調査：「男女間における暴力に関する調査」（平成12年2月）